

年末調整・源泉徴収実務コースをお申込みの皆様へ

拝啓 時下ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

日頃から実務力養成シリーズをご利用下さいまして誠にありがとうございます。

さて、「令和6年分 年末調整のしかた」が10月に国税庁HPにアップされておりますので、従来からの変更点及び留意すべき点につきまして、追補としてご説明させていただきます。

講義を一通り視聴の上、追補を確認いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

1 定額減税

1. 概要

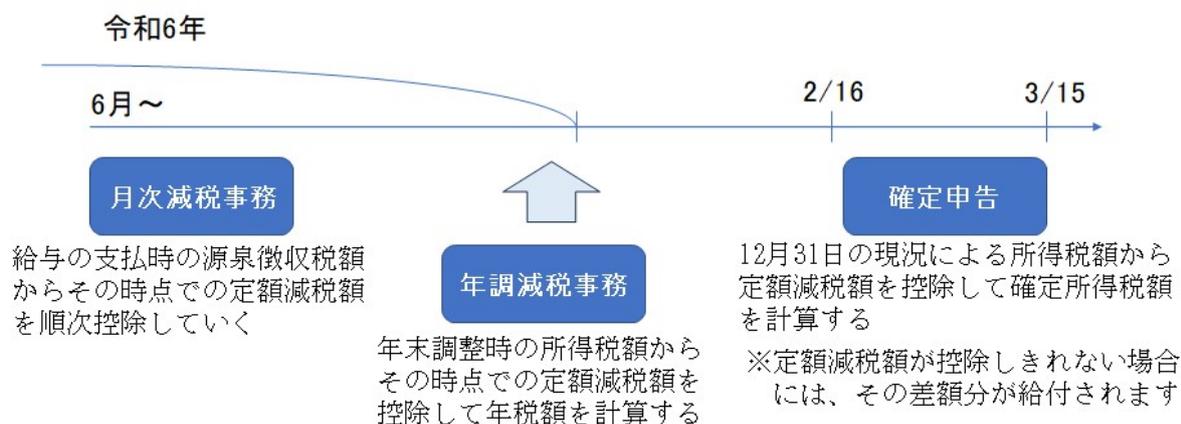
居住者の令和6年分の所得税及び令和6年度分の住民税については、定額減税が実施されています。

具体的には、合計所得金額が1,805万円以下の者については、税額控除後の所得税額又は住民税額から下記のとおり一定の控除の適用を受けることができます。

なお、住民税については、前年の所得について税金の計算が行われるため、令和5年12月31日の現況により、合計所得金額や対象者の判定が行われることとなります。

令和5年		令和6年									
12/31 判定			12/31 判定								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">所得税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象者</td> <td>控除額</td> </tr> <tr> <td>本人</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>同一生計配偶者及び扶養親族(1人につき)</td> <td>30,000円</td> </tr> </tbody> </table>		所得税		対象者	控除額	本人	30,000円	同一生計配偶者及び扶養親族(1人につき)	30,000円	
所得税											
対象者	控除額										
本人	30,000円										
同一生計配偶者及び扶養親族(1人につき)	30,000円										
	+										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">住民税(所得割)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象者</td> <td>控除額</td> </tr> <tr> <td>本人</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>同一生計配偶者及び扶養親族(1人につき)</td> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table>		住民税(所得割)		対象者	控除額	本人	10,000円	同一生計配偶者及び扶養親族(1人につき)	10,000円	
住民税(所得割)											
対象者	控除額										
本人	10,000円										
同一生計配偶者及び扶養親族(1人につき)	10,000円										

給与所得者の定額減税は、まず、①月次減税事務、②年末調整事務、③確定申告事務の3段階の順序で行うことになっています。



2. 月次減税事務

所得税の月次減税事務は、下記の手順で行われます。

(1) 控除対象者の確認

6月1日現在において給与の支払いを受ける者のうち「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している甲欄適用者が該当します。

(2) 各人別控除事績簿及び源泉徴収簿の作成

各人別控除事績簿は、定額減税の控除額を管理するために作成します。

(例) 扶養が3人(同一生計配偶者及び扶養親族2人)、賞与の源泉徴収税額が110,268円、月額
の源泉徴収税額が7,800円の場合

各人別控除事績簿

基準日在職者 (受給者の氏名)	月次減税額の計算		令和6年6月10日		令和6年6月25日			
	同一生計 配偶者と 扶養親族 の数 ①	月次減税額 (受給者本人 +①の人数) ×30,000円 ②	控除前 税額 ③	②のうち ③から 控除した 金額 ④	控除しき れない 金額 (②-④) ⑤	控除前 税額 ⑥	⑤のうち ⑥から 控除した 金額 ⑦	控除しき れない 金額 (⑤-⑦) ⑧
大原 太郎	3	120,000	110,268	110,268	9,732	7,800	7,800	1,932

令和6年分 給与所得に対する源泉徴収簿

月区分	支給 月日	総支給金額	社会保険料等の 控除額	社会保険料等 控除後の給与 等の金額	扶養親 族等の 数	算出税額	年末調整 による過 不足税額	差引 徴収税額
給与	5/25	×××	×××	405,000	3	7,800		
	6/25	×××	×××	405,000	3	7,800	△7,800	
賞与	6/10	×××	×××	600,000	3	(税率18.378%) 110,268		

源泉徴収簿については、欄外に年調減税額の控除等の追記をすることになります。

整	年調所得税額 (②②-②③、マイナスの場合は0)	②④	
	年調年税額 (「②④-③」×102.1%)	②⑤ (100円未満切捨て)	
	差引超過額又は不足額 (②⑤-②⑧)	②⑥	
	超過額	本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額	②⑦
		未払給与に係る未徴収の税額に充当する金額	②⑧
		差引還付する金額 (②⑥-②⑦-②⑧)	②⑨
	の精算	同上の	③①
		本年中に還付する金額	
	不足額	翌年において還付する金額	③②
		本年最後の給与から徴収する金額	③③
の精算	翌年に繰り越して徴収する金額		

②④-② (年調減税額) ×××円 ②④-③ (年調減税額控除後の年調所得税額) ×××円 ②④-④ (控除外額) ×××円

(3) 月次減税額の控除の計算に関する資料の確認

給与所得者の扶養控除等申告書に記載されている居住者である同一生計配偶者や扶養親族の確認をします。

令和6年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

所轄税務署長等	給与の支払者の名称（氏名）	(フリガナ) あなたの氏名	あなたの生年月日
税務署長	給与の支払者の法人(個人)番号	あなたの個人番号	あなたの氏名
市区町村長	給与の支払者の所在地(住所)	あなたの住所又は居所 (郵便番号)	あなたの氏名

あなたが源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生のいずれにも該当しない

○がついていたら
非居住者のため
対象外

48万円以下なら該当

区分等	(フリガナ) 氏名	個人番号	あなたとの続柄	生年月日	老人扶養親族 (昭和30.1.1以前生)	特定扶養親族 (平成14.1.1生~平成18.1.1生)	令和6年中の所得の見積額	非居住者である親族
源泉控除対象配偶者 (注1)				明・大昭・平				生計を一にする事実 (該当する場合は○をつけてください)
主たる給与から控除を受け	1			明・大昭・平	<input type="checkbox"/> 同居老親等	<input type="checkbox"/> その他	円	<input type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は70歳以上留学障害者38万円以上の支払
					<input type="checkbox"/> 特定扶養親族			<input type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は70歳以上留学障害者38万円以上の支払
					<input type="checkbox"/> 同居老親等	<input type="checkbox"/> その他		<input type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は70歳以上留学障害者38万円以上の支払
2				明・大昭・平	<input type="checkbox"/> 同居老親等	<input type="checkbox"/> その他	円	<input type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は70歳以上留学障害者38万円以上の支払
					<input type="checkbox"/> 特定扶養親族			<input type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は70歳以上留学障害者38万円以上の支払
					<input type="checkbox"/> 同居老親等	<input type="checkbox"/> その他		<input type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は70歳以上留学障害者38万円以上の支払
3				明・大昭・平	<input type="checkbox"/> 同居老親等	<input type="checkbox"/> その他	円	<input type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は70歳以上留学障害者38万円以上の支払
					<input type="checkbox"/> 特定扶養親族			<input type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は70歳以上留学障害者38万円以上の支払
					<input type="checkbox"/> 同居老親等	<input type="checkbox"/> その他		<input type="checkbox"/> 16歳以上30歳未満又は70歳以上留学障害者38万円以上の支払

○がついていたら
非居住者のため
対象外

○住民税に関する事項(この欄は、地方税法第45条の3の2及び第317条の3の2に基づき、給与の支払者を經由して市区町村長に提出する給与所得者の扶養親族等申告書の記載欄を兼ねています。)

16歳未満の扶養親族 (平成21.1.2以後生)	(フリガナ) 氏名	個人番号	あなたとの続柄	生年月日	控除対象外国扶養親族 (該当する項目にチェックを付けてください)
				平 台 . . .	<input type="checkbox"/>
				平 台 . . .	<input type="checkbox"/>

退職手当等を有する配偶者・扶養親族

(フリガナ) 氏名	個人番号	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	非居住者である親族 (該当する項目にチェックを付けてください)
					<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 30歳未満又は70歳以上 <input type="checkbox"/> 留学 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 38万円以上の支払

○がついていたら
非居住者のため
対象外

16歳未満のうち居住者に該当する数を確認

また、扶養控除等申告書に記載されていない同一生計配偶者や扶養親族も、最初の月次減税の適用を受ける時まで下記の手続きを提出することにより、月次減税額の計算に含めることができます。

【源泉徴収に係る定額減税のための申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書】

源泉徴収に係る申告書として使用... 令和6年6月1日以後最初に支払を受ける給与(賞与を含みます。)の支払日までに、この申告書を給与の支払者に提出してください。

令和6年6月1日以後最初に支払を受ける給与(賞与を含みます。)の源泉徴収から、以下に記載した者について定額減税額を加算して控除を受けます。

※ 「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」に記載した源泉控除対象配偶者、控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族については、既に定額減税額を加算の対象に含まれていますので、この申告書に記載して提出する必要はありません。

※ この申告書に同一生計配偶者又は扶養親族を記載して提出した場合であっても、年末調整において定額減税額を加算して控除を受ける際には、同一生計配偶者については「給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書」に記載し、扶養親族については「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」又は「年末調整に係る定額減税のための申告書」に記載して提出する必要があります。

年末調整に係る申告書として使用... 年末調整を行うときまでに、この申告書を給与の支払者に提出してください。

年末調整において、以下に記載した者について定額減税額を加算して控除を受けます。

※ 「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」に記載した控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族については、既に定額減税額を加算の対象に含まれていますので、この申告書に記載して提出する必要はありません。

※ 「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」又は「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」に配偶者の氏名等を記載して提出した場合であっても、年末調整の際には、同一生計配偶者の氏名等を記載した申告書を提出する必要があります。この場合、「給与所得者の配偶者控除等申告書」を提出する人は、この申告書への記載は不要となりますので、「給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書」(兼用様式)を使用して提出してください。

※ 「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」に扶養親族を記載して提出した場合であっても、「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」に記載していない扶養親族(氏名等)に記載してください(この扶養親族について「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」に記載して提出する場合は、この申告書を提出する必要はありません。

(注) 使用する目的に応じて、いずれかの口にチェックを付けてください。

○ 同一生計配偶者の氏名等

※ 記載しようとする配偶者の本年中の合計所得金額の見積額が48万円を超える場合には、控除を受けることはできません。

(フリガナ) 氏名	個人番号	生年月日	配偶者の住所又は居所	居住者に該当	本年中の合計所得金額の見積額
		明 昭 . . . 大 平 . . .		<input checked="" type="checkbox"/>	

○ 扶養親族の氏名等

※ 記載しようとする親族の本年中の合計所得金額の見積額が48万円を超える場合には、控除を受けることはできません。

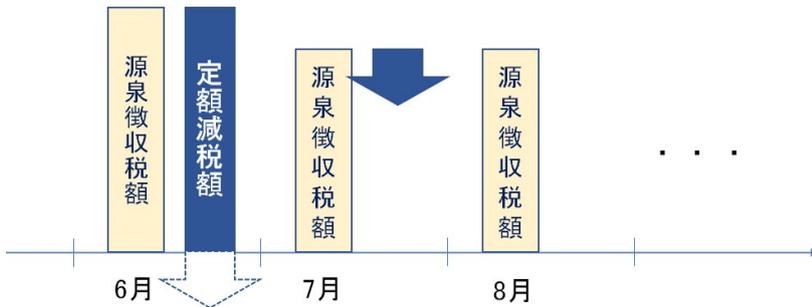
(フリガナ) 氏名	個人番号	続柄	生年月日	居住者に該当	本年中の合計所得金額の見積額
		明 昭 . . . 大 昭 . . . 平 . . .		<input checked="" type="checkbox"/>	

居住者であるかの確認

(4) 給与等支払時の月次減税額の控除

6月1日以降の給与等の支払時より、算出された定額減税額を、復興特別所得税額も加味されている「令和6年分源泉徴収税額表」に基づき算出された源泉徴収税額から順次控除していきます。

6月分の源泉徴収税額から控除しきれない定額減税額は、7月分、8月分・・・と順次控除していきます



令和6年分
源泉徴収税額表

この源泉徴収税額表は、令和6年分の給与等について使用するものです。
なお、この税額表の税額は「令和5年分源泉徴収税額表」の税額と同じです。

【復興特別所得税について】
平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に生ずる所得については、源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税を併せて徴収し、源泉所得税の法定納期限までに、源泉所得税と併せて納付しなければなりませんこととされています。
この税額表の税額には復興特別所得税相当額が含まれています。

- ◇ 給与所得の源泉徴収税額表（月額表） (1ページ)
- ◇ 給与所得の源泉徴収税額表（日額表） (8ページ)
- ◇ 賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表 (15ページ)
- ◇ 源泉徴収のための退職所得控除額の表 (17ページ)
- ◇ 課税退職所得金額の算式の表 (17ページ)
- ◇ 退職所得の源泉徴収税額の速算表 (18ページ)
- ◇ 電子計算機等を使用して源泉徴収税額を計算する方法を

-住民税の特別徴収-

住民税については、原則として前年の所得について算定した税額の1/12ずつを6月～翌年5月の給与等の支払いの際に毎月特別徴収されます。

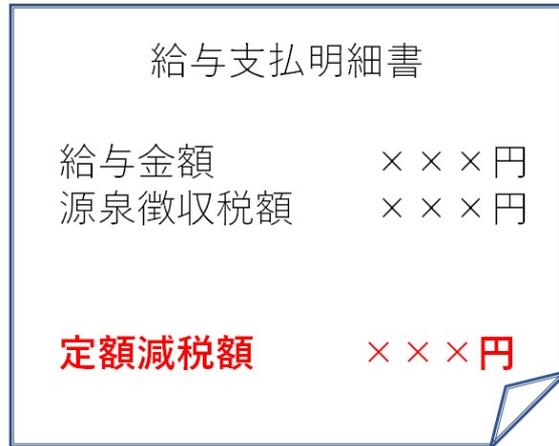
令和6年度分については、6月分は特別徴収せず、前年の給与所得について算定した令和6年度分の住民税の所得割額から定額減税額を差し引いた額の1/11ずつを令和6年7月分～令和7年5月分の給与等の支払いの際に毎月特別徴収されます



(5) 控除後の事務

定額減税を行った場合には、給与支払明細書にその控除をした定額減税額を表記することが義務付けられています。

なお、その年最後に支払う給与については、源泉徴収票で定額減税額を把握することができるため、給与支払明細書の表記は無用となります。



【給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書の記載事項の留意点】

別紙3 給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書（一般用）の様式及び記載要領（第1片）

各人ごとの控除前税額から
月次減税額を控除した後の
金額を集計した金額

国税 納付書 (納付書) 給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書 領収済通知書

32309 000 000 890

区分 支払年月日 人 税額

俸給・給料等 (01)
賞与(役員賞与を除く) (02)
日雇労働者の賃金 (06)
退職手当等 (07)
税理士等の報酬 (08)
役員賞与 (03)
同上の支払確定年月日

年末調整による不足税額(04)
年末調整による超過税額(05)

本税
延滞税
合計額

納期等の区分
令和 年 月
支払分源泉所得税及び復興特別所得税

証券受領
証券番号
領出人
(領収年月日及び領収者名)

数字は記入例を見て裏のボールペンで力を入れて
枠からはみださないように記載してください。

定額控除により、合計額が「0円」の場合でも提出が必要

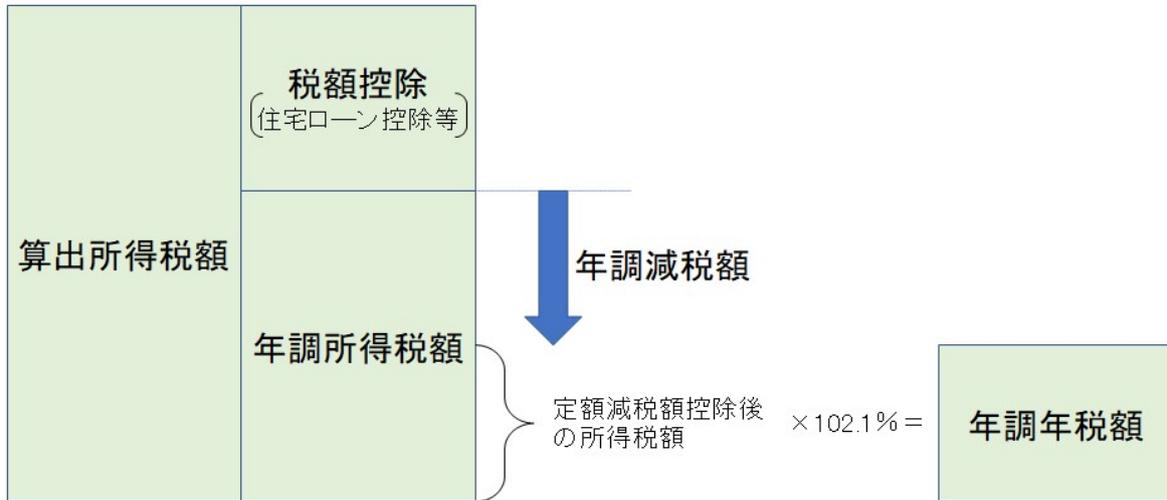
合計額の金額欄には必ず1*1字を枠の中に記載してください。
あて先

◎ この用紙は直接機械で処理しますので汚したり折り曲げたりしないでください。左記の合計額を領収しました。

その後、扶養親族等の数に異動があった場合には、その都度定額減税額を修正するのではなく、年末調整や確定申告で調整することとなります。

(2) 年調減税額の控除

給与所得から年末調整における所得控除額を控除した後の課税総所得金額に超過累進税率を適用して算出所得税額を計算し、住宅借入金等特別控除などの税額控除額を控除した年調所得税額から年調減税額を控除します。そして、この金額に復興所得税額を加算した金額が年調年税額となります。



(3) 源泉徴収票の記載

源泉徴収票には、定額減税額として実際に控除した金額を「源泉徴収時所得税減税控除済額」として記載し、控除しきれなかった額を「控除外額」として、摘要欄に記載します。

なお、控除しきれなかった金額がない場合は、「控除外額 0円」と記載します。

また、合計所得金額が1,000万円超である居住者の同一生計配偶者を年調減税額の計算のための人数に含めた場合には、「非控除対象配偶者減税有」と記載します。

令和6年分 給与所得の源泉徴収票

支払 を受け る者	住所 又は 居所	(受給者番号)																			
		(個人番号)																			
		(役職名)																			
		氏名						(フリガナ)													
種別		支払金額			給与所得控除後の金額 (調整控除後)			所得控除の額の合計額			源泉徴収税額										
		内 千 円			千 円			千 円			内 千 円										
(源泉)控除対象配偶者の有無等		配偶者(特別)控除の額		控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)				16歳未満扶養親族の数		障害者の数 (本人を除く。)		非居住者である親族の数									
有 従有		老人		特定		老人		その他		特別		その他									
千 円		千 円		人 従人		人 従人		人 従人		人 従人		人 従人									
定額減税額として実際に控除した金額を記載				控除しきれなかった額を記載																	
社会保険料等の金額				生命保険料の控除額				地震保険料の控除額				住宅借入金等特別控除の額									
内 千 円				千 円				千 円				千 円									
(摘要)																					
源泉徴収時所得税減税控除済額 ×××円、控除外額 ×××円 非控除対象配偶者減税有																					
生命保険料の		新生命保険料		円		旧生命保険料		円		介護医療保		円		新個人年金		円		旧個人年金		円	

2 簡易版給与所得者の扶養控除等申告書の創設

令和7年分の所得税に係る「給与所得者の扶養控除等申告書」に、前年から異動がない場合には、下記の表記のみで、記載の省略ができることとなりました(簡易な申告書)。

最終的には、勤務先の判断となります

令和7年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

所轄税務署長等	給与の支払者の名称(氏名)	(フリガナ) あなたの氏名	あなたの生年月日	年 月 日	扶 養 控 除 等 申 告 書 の 提 出 に 関 し て は 、 こ の 申 告 書 に お き て 記 載 し て く だ さ い 。
税務署長	給与の支払者の法人(個人)番号	あなたの個人番号	あなたの住所又は居所	あなたの統制	
市区町村長	給与の支払者の所在地(住所)	あなたの住所又は居所	配偶者の有無	有・無	

あなたに源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生に該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。

区分等	(フリガナ) 氏名	個人番号	あなたとの統制	生年月日	令和7年分の所得の見積額	非居住者である親族	住所又は居所	異動月日及び事由
源泉控除対象配偶者(注1)						生計を一にする事実		

記載します

○この申告書の提出は、あなたに該当するものかを確認してください。

(異動例)

なお、見落とししやすい異動例としては、主に下記の内容があげられます。

- ・年齢の変動により控除の区分が変わった場合
- ・寡婦、ひとり親、勤労学生、障害者に該当することとなった場合
- ・源泉控除対象配偶者の所得の見積額が95万円を超えることとなった場合 など

いずれかに該当した場合には、簡易な申告書を提出することができません。詳しくは国税庁のホームページの《記載例》令和7年分扶養控除等申告書(簡易な申告書)の「扶養控除と申告書の提出について」を確認してください。提出不要のチェックリストが掲載されています。

https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/0024005-130_02.pdf

出典：国税庁ホームページ

「令和6年分 年末調整の仕方」<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/nencho2024/01.htm>

資格の大原 実務ビジネス課